

市区役所・税務署・法務局への手続き

手 続 きの 種 類	手 続 きの 窓 口	提 出 書 類	check
死亡届 (死亡を知った日から7日以内)	死亡者住所地の市区役所・町村役場	死亡診断書または死体検案書	
返 却	健康保険証	死亡者住所地の市区役所・町村役場(社会保険・厚生年金は勤務先)	健康保険証
	年金手帳		年金手帳(年金の停止を同時に行います)
	運転免許証	死亡者住所地管轄の警察署	運転免許証
	パスポート	都道府県庁旅券課	パスポート(記念に残したい方は申し出るとボイド処理後、返却してもらえます)
	その他免許(調理師免許等)	都道府県・市町村の発行元窓口	発行済み免許証
	公共交通機関の無料カード		発行済みカード
年金の停止 (厚生年金-死亡日から14日) (国民年金-死亡日から10日)	死亡者住所地の社会保険事務所(厚生年金加入者) 市区役所・町村役場(国民年金加入者)	年金手帳、死亡を証する書類、死亡者との身分関係を明らかにする書類(戸籍抄本など) ※生計を共にしていた遺族であれば未受給分の受給資格があります	
「寡婦年金」「遺族基礎年金」「死亡一時金」の受取請求	市区役所・町村役場	申請書の他受給資格を証する書類(詳しくは年金課窓口にお問い合わせ下さい)	
社会保険から葬儀(埋葬)費用をもらう (申請期限:死亡日から2年以内)	社会保険事務所	勤務先証明書・死亡診断書・社会保険証書・印鑑 振込先預金口座番号	
国民保険から葬儀(埋葬)費用をもらう (申請期限:死亡日から2年以内)	市区役所・町村役場の健康保険窓口	死亡を証明する書類・国民保険証書・印鑑・振込先口座番号・葬祭費の領収書	
被相続人の所得税納税(準確定申告) (相続開始後4ヶ月以内)	死亡者住所地管轄の税務署	確定申告書、その他申告書類	
土地・建物などの不動産 所有権移転登記	不動産所在地管轄法務局	(1)相続登記申請書 (2)相続人全員の印鑑証明書 (3)被相続人の戸籍・除籍謄本・改正原戸籍謄本 (4)相続人全員の戸籍謄本・住民票 (5)固定資産税評価証明書 (6)遺産分割協議書(分割協議後の場合) ※登録免許税納税が必要、平成18年3月31日までは 固定資産評価額×2/1000(従来は6/1000)	
相続税納税 (相続の開始があった事を知った日の翌日から10ヶ月以内)	相続人住所地管轄の税務署	相続財産の種類により財産目録・遺産分割協議書・登記簿謄本・固定資産税評価証明書・地積測量図・他多数	
高額医療費還付手続き	市区役所・町村役場(国民保険加入者) 社会保険事務所(社会保険加入者) 組合窓口(組合健保加入者)	領収書・保険証・振込先預金通帳・印鑑(組合健保の場合は窓口にお問い合わせ下さい)	
医療費控除による税金還付手続き	医療費支払者所轄の税務署	領収書	
自動車名義変更	死亡者住所地管轄の陸運局	死亡者の戸籍・除籍謄本・改正原戸籍謄本・相続人の戸籍謄本・印鑑証明書・車検証・自賠責保険証・保管場所証明書(使用本拠が変わる場合)・ナンバー変更要の場合は陸運局へ車持ち込み	